

交通政策基本法に基づく「交通政策基本計画」と、社会資本整備重点計画法に基づく「社会資本整備重点計画」を車の両輪として施策を推進し、もって、今後の国土・地域づくりの指針となる、中長期（2050年）を見据えた、新たな「国土のグランドデザイン」の実現に寄与する。

交通政策基本法（2013年制定）

交通政策基本計画（2015-21を想定）

- <記載すべき事項>（基本法第15条第2項）
- ・ 交通に関する施策についての基本的な方針
 - ・ 交通に関する施策についての目標
 - ・ 政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - ・ その他必要な事項

※第3次社会資本整備重点計画とそのフォローアップ作業との整合性を図りつつ、検討を進める。

社会資本整備重点計画法（2003年制定）

社会資本整備重点計画（第3次：2012-16） （次期：2017-21予定）

- <重点目標>
- ・ 大規模又は広域的な災害リスクの低減
 - ・ 我が国産業・経済の基盤や国際競争力の強化
 - ・ 持続可能で活力ある国土・地域づくりの実現
 - ・ 社会資本の適確な維持管理・更新

車の両輪

新たな「国土のグランドデザイン」骨子（2014年3月公表）

【時代の潮流】

- (1) 急激な人口減少・少子化、高齢化 (2) グローバリゼーションの進展 (3) 巨大災害の切迫、インフラの老朽化
(4) 食料・水・エネルギーの制約、地球環境問題 (5) ICTの劇的な進歩、技術革新

【課題・理念】

- 課題：(1) 地域の多様性、(2) 我が国の成長の維持、(3) 国民の安全の確保
理念：(1) 多様性(ダイバーシティ)、(2) 連携革命(コネクティビティ)、(3) 災害対応(レジリエンス)

※ なお、交通政策基本計画及び社会資本整備重点計画については、国土形成計画法に基づく国土形成計画と調和が保たれたものでなければならないこととされている。